
主 文

1 審査請求の趣旨



2

請求人は、両親と3人家族で同居生活を行っているが、資産なども盗難にあって

裁決の理由

1

本件については、次の事実が認められる。

(1) 平成24年4月26日付けで請求人の父から父母、請求人の3人世帯での保護

申請が処分庁に行われたものの、処分庁は請求人が保護申請日以前から警察署に拘留中であったため、同日付けで請求人の父母のみの2人世帯として生活保護を開始した。

- (2) 平成24年6月25日、請求人の父が処分庁に対し、請求人を世帯に入れて3人世帯として保護してもらいたい旨の保護変更申請書(以下「本件申請」という。)を提出した。

- (3) 処分庁は本件申請に伴い、法第29条に基づき、請求人の資産調査(金融機関調査)のため、2つの銀行に平成24年4月26日から平成24年6月27日現在に至るまでの、請求人との取引状況について照会した。

その結果、平成24年7月3日及び平成24年7月4日に2行の回答を得て、2行の請求人名義の口座に平成24年4月26日現在、19,910,506円の貯金残高があり、平成24年6月18日の16,500,000円の引き出しを含め、預金の引き出しが続き、本件申請があった平成24年6月25日現在、440,857円の預金残高となっていることを確認した。

- (4) 平成24年7月23日、処分庁の職員が請求人宅を訪問し、預金の消費使途について聞き取った。その際、請求人からは、請求人の逮捕・拘留に対する弁護士費用と罰金にかかる約145万円以外の預金使途については、親族に合鍵を使って盗難にあったという旨の申し出であったため、処分庁の職員は、請求人らに対し、盗難にあった分については、警察に被害届を提出するよう助言した。

また、処分庁の職員から、1,600万円を銀行口座から引き出すのは本人である請求人でないとできないと思うがどうかと請求人に問うたところ、請求人からは「わからない」との回答を得ていた。

- (5) 処分庁は、平成24年8月17日付けで請求人に対して、改めて預金使途の内容について文書で回答を求めた。その求めに応じ、請求人は、平成24年8月28日付けで約2,096万円の使途について、処分庁に対して文書回答を行った。

- (6) 請求人から得られた文書回答には、弁護士費用、自動車修理代、保釈金、罰金、盗難と使途が列挙されており、盗難されたとした約1,600万円については警察への被害届が出されていない状況から確認ができないため、処分庁は、請求人には資力があると判断せざるをえないとして、本件申請については却下するとともに、同一世帯にある両親の保護に関しても廃止すべきと判断し、平成24年9月4日付けで、廃止日を本件申請が行われた平成24年6月25日に遡って、本件処分を行った。

また、本件処分と同日付けで、処分庁は請求人の父に対し、6、7、8月分と

して支給されていた保護費 179,429 円の法第 63 条による返還金決定処分を行うとともに、9 月分の保護費 85,468 円の戻入金決定を行った。

なお、本件申請の却下については、法第 24 条に基づく文書による通知はなされていない。

- (7) 請求人は、処分庁に対し、約 1,600 万円の盗難にかかる被害を警察に相談にいったが、警察から身内が犯人の場合は刑事事件にはならず、被害届を受理してもらえなかったと主張している。

処分庁は、請求人に同行して警察に出向いた民生委員から、「請求人が親戚に盗まれたと説明したため、それならば民事になるので、警察では対応できないと言われて帰ってきた」と聞き取っている。

2 判断

(1) 請求人の不服申立適格について

請求人は、請求人の父を名宛人とする本件処分の取消しを求め、審査請求を提起していることから、まず、請求人が本件処分の取消しを求める不服申立適格を有するか否か判断することとする。

請求人の父は、平成 24 年 4 月 26 日付けで請求人の父母及び請求人の 3 人世帯での保護を申請したところ、処分庁は、請求人が拘留中であったため、請求人の父母のみの 2 人世帯として保護を開始し、その後、平成 24 年 6 月 25 日付けで、請求人を加えた 3 人世帯として保護を求める本件申請がなされたものである。

そして、処分庁は、平成 24 年 9 月 4 日、請求人に資産が認められるとして、本件申請を却下するとともに請求人の父母の保護を廃止する本件処分を行ったものの、本件申請に対する却下処分については、法第 24 条の規定に基づく文書による通知がなされていない。

よって請求人は、事実上本件申請に対する却下処分を争うことができず、保護世帯の世帯員ではないが、本件処分がなされることにより、実質的に生活保護を受給することができなくなったといえるから、請求人には本件処分の取消しを求める利益があるといえる。

(2) 本件処分について

次に本件処分について、検討する。

(ア) 処分の遡及について

処分庁は、平成 24 年 9 月 4 日付けで、平成 24 年 6 月 25 日に遡って保護を廃止とする本件処分を行い、平成 24 年 6 月から 8 月までに支給した保護費

179, 429円の返還及び9月分の保護費85, 468円の戻入を求めている。

確かに、処分庁がした行政処分が違法又は不当である場合、法律上の特別の根拠なく、処分した行政庁自らがこれを取り消すことができるというべきであるが、取り消されるべき行政処分の性質、相手方その他の利害関係人の権利利益の保護、当該行政処分を基礎として形成された新たな法律関係の安定の要請などの見地から、理論上その取消しをすることが許されず、又は、制限される場合があるというべきである（東京高裁平成16年9月7日判決）。

よって、処分庁が生活保護の受給を認めるとした行政処分を無制限に取り消すことができることは妥当ではない。

すなわち、保護の廃止は保護を要しなくなった日から行うことを原則としているが、保護を要しなくなった日まで遡及して保護の廃止を行うことなく、前月の初日をもって保護の廃止を行うべきである（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」問第10の12）。また、扶助費の遡及変更についても、2ヶ月程度（発見月及び前月分まで）を限度と解するのが相当である（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡「生活保護問答集について」問13-2）。

しかしながら、本件処分は、扶助費の遡及変更が3ヶ月分以上に及ぶ程度に遡り、保護を廃止しており、違法なものである。

（イ）資産の認定について

処分庁は、本件申請を受け、平成24年6月27日に請求人の資産調査（金融機関調査）を実施したところ、本件申請時点では請求人の預金は440, 857円であったが、本件申請以前に請求人の口座から引き出され、請求人が盗難にあったと述べる約1, 600万円は預金口座から引き出されているものの、請求人の資産であると判断せざるを得ないとして、本件処分を行った。

しかしながら、申請者及び世帯員の資産の認定及び保護の要否の決定においては、処分庁は、少なくとも申請があった時点での資産を客観的な根拠に基づき認定し、その要否を決定すべきものであり、そのため、法第29条は、保護の実施機関に、資産及び収入の調査権限を認めているのである。

よって、本件申請以前に引き出された預貯金が、少なくとも申請があった時点で請求人の資産であると認定するのであれば、それを客観的な根拠に基づき立証すべき義務は処分庁にあると解するのが相当である。

しかるに、処分庁は、請求人が盗難にあったとする約1, 600万円の被害届が警察署に提出されていないことをもって、世帯の資産であると判断しており、処分庁から約1, 600万円が請求人の資産であるとする客観的な証拠は提出されてい

ないのであるから、請求人の資産であると認定することはできない。

よって、処分庁において、本件処分を基礎づける資産の認定がなされていない本件処分は違法である。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があるから、行政不服審査法第40条第3項の規定に基づき主文のとおり裁決する。

平成24年11月7日

三重県知事 鈴木 英 敬

